

食の聖地いわて三陸の魅力再発見事業 委託業務

業務仕様書

令和4年6月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「食の聖地いわて三陸の魅力再発見事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨及び目的

本事業は、県内外の料理人や食のジャーナリスト等と生産者との交流の機会を提供し、三陸の「食」の魅力の発見・磨き上げや、その魅力の県内外への情報発信により、「食」を軸に据えた三陸地域の振興を図るとともに、県内外への販路拡大につなげる。

(2) 業務概要

- ア 業務名** 食の聖地いわて三陸の魅力再発見事業 委託業務
イ 委託期間 委託契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

(3) 業務内容

県と協議・調整を図りながら、次の業務を行う。

ア 事業実施に係る企画調整

- ① 県と連携しながら、具体的な事業の企画を立案すること。
- ② 企画内容に基づき、会場や交通手段等の確保を行うこと。
- ③ 招聘者等との交渉を行うこと。
- ④ 県と協議しながら、イベント開催告知を行うとともに、連携が可能な主体との調整を行うこと。
- ⑤ 別途民間が開催予定の三陸ガストロノミー会議と連携しながら、業務を実施すること。

イ 事業運営計画の作成

- ① 企画調整結果に基づき、具体的な事業運営計画を作成すること。
- ② マニュアルを作成すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症への対策に留意した計画とすること。

ウ 事業運営

① 実施概要（想定）

- ・ 日 程 令和4年9月～10月（1泊2日）
- ・ 場 所 沿岸各市町村等 8～10カ所程度
- ・ 対象者 食のジャーナリスト、県外の著名料理人、県内料理人、観光関係者（DMO等） 計20名程度

② 内 容

- ・ 三陸の漁場や産地等を参加者に紹介するとともに、生産者等との交流の機会を提供し、双方が食材や産地を学び、気づきを得る機会を創出すること。
- ・ 著名料理人は、フュージョン料理の出演者の参加を想定すること。
- ・ 視察先は「食の宝庫いわて三陸フュージョン料理創造事業」と関連付け、県

と協議しながら視察行程を作成すること。実施に向けて、生産者や各関係機関、団体等と調整を行うこと。

- ・ 参加者の宿泊や食事の準備等の運営を行うこと。
- ・ 視察内容に合わせた移動手段を確保するとともに、移動中の感染症対策に留意した対応をとること。
- ・ カメラマンを同行させ、記録写真を撮影すること。

(4) 業務報告

本業務に係る業務報告書を作成し、提出すること。なお、業務報告書の納品については、書面及び電子データ（Microsoft Word 又は PowerPoint 形式）で提出すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(6) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。